

復旧・復興建設工事共同企業体の入札参加資格に係る取扱基準

1 趣旨

入札公告において、復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復興JV」という。）の参加を認めている場合は、本基準に基づき取扱うものとする。

2 入札参加資格

(1) 登録業種・格付

入札公告に示す県営建設工事競争入札資格者名簿の業種及び格付に、復興JVとして登録されている者であること。

(2) 営業所の所在地

入札公告において、振興局等の区域に主たる営業所（建設業法第7条における経營業務の管理責任者を置く営業所。以下同じ。）を有することとしている場合は、当該区域に代表者の主たる営業所を有すること。

(3) 企業の施工実績

入札公告において、企業の施工実績を有することとしている場合は、復興JVの構成員のうち1者が当該施工実績を有していること。

(4) 主任技術者又は監理技術者

ア 入札公告において、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとしている場合は、復興JVの構成員全てが主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。ただし、共同施工の場合は、復興JVの構成員のうち1者が主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、他の構成員の配置する主任技術者又は監理技術者は、専任は要しない。

イ 入札公告において、資格を有すること（例：一級〇〇工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。）、施工経験を有することとしている場合は、専任で配置する主任技術者又は監理技術者のうち1人が入札公告に示す要件を満たすこと。なお、入札公告において専任で配置できることとしない場合は、配置する主任技術者又は監理技術者のうち1人が入札公告に示す要件を満たすこと。

ウ 入札公告において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有することとしている場合は、監理技術者として配置するものが資格を有すること。また、特定建設業の許可を有している構成員が配置すること。

エ 入札公告において示している雇用の状況については、復興JVの構成員全てが満たすこと。

(5) 特定建設業の許可

入札公告において、特定建設業の許可を有していることとしている場合は、復興JVの構成員のうち1者が当該許可を有していること。

(6) その他

ア 復興JVの構成員のうち1者が、「条件付一般競争入札公告〔共通事項〕」（総合評価落札方式の場合は「総合評価落札方式条件付一般競争入札公告〔共通事項〕」）に規定する「1 入札参加資格」の（1）から（6）まで、及び、（9）のいずれかを満たしていない場合は、入札参加資格を認めない。

イ 復興JVの代表者が、「条件付一般競争入札公告〔共通事項〕」（総合評価落札方式の場合は「総合評価落札方式条件付一般競争入札公告〔共通事項〕」）に規定する「1 入札参加資格」の（8）を満たしていない場合は、入札参加資格を認めない。

### 3 混合入札対象工事における入札参加資格の取扱い

特定共同企業体又は単者での入札参加を認めている混合入札対象工事においては、単者に求めている入札参加資格について、2に基づき満たしていること。

### 4 開札後の資格審査における取扱い

資格審査時に提出する入札参加資格確認調書（様式第9号）は、各構成員ごとに提出すること。なお、専任で配置する主任技術者又は監理技術者については、技術者氏名記載欄に専任配置である旨記載すること（例：技術者氏名 ○○○○（専任配置））。

### 5 配置技術者の増員について

予定価格1億円以上の工事において、調査基準価格に満たない価格をもって復興JVと契約する場合は、主任（監理）技術者とは別に、入札公告に明示した入札参加資格要件（工事経験を除く。）を満たす技術者（以下、「増員配置技術者」という。）を、構成員のいずれかから専任で1名現場に配置することとします。なお、増員配置技術者が現場代理人を兼務することは認めない。